今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る調整運営業務委託
公募型プロポーザル実施に係る質問と回答

	質問事項	具体的内容	回答
1	業務委託仕様書第4（1）・（2） 受託者自身の出店について	本業務の受託者自身がキッチンカー事業者として亀老山展望公園で営業し、月間出店計画に組み込むことは可能でしょうか。	本業務の受託者がキッチンカー事業者として出店し、月間出店計画に組み込むことは可能です。なお、出店に当たっては、他の出店事業者と同様の取扱いとし、受託者であることによる優先的な取扱いはありません。
2	実施要項第4項、第9項（3） 市外の個人事業主の応募資格について	今治市以外の住所および事業所を有する個人事業主も、本プロポーザルに応募することは可能でしょうか。また、応募に必要な納税証明書については、住所または事業所の所在地を管轄する自治体が発行する証明書を提出することで要件を満たすでしょうか。	今治市外に住所又は事業所を有する個人事業主の方も応募可能です。 なお、今治市外に住所又は事業所を有し、今治市税の課税対象となっていない方については、実施要領第９項第３号エ「今治市税完納証明書」の提出は不要とし、それ以外の必要書類をご提出ください。
3	業務委託仕様書第7項（4） 電気使用料の算定方法および発電機の使用について	電源設備を使用する場合、電気使用料は固定でしょうか。それとも別の査定方法でしょうか。 また、電源設備を使用しない場合、発電機の使用は可能でしょうか？	電源設備を使用する場合の電気使用料は、固定額ではなく使用実績に応じた料金を想定しています。なお、詳細な算定方法については、市と協議の上決定します。 また、公園の利用環境に支障を及ぼさない範囲で、発電機の使用は可能です。ただし、騒音や排気等による周辺への影響に十分配慮してください。